

所長	係員	受付

※ 太枠内をボールペンで記入してください。

廿日市市多世代活動交流センター 大会・イベント等申請書

廿日市市多世代活動交流センター所長 様

次のとおり使用を申請します。使用に際しては、廿日市市多世代活動交流センター条例及び管理運営規則並びにこれらに基づく規定を遵守します。

令和 年 月 日

団体名		代表者名	
申請者	住所		
	氏名	電話番号	
使用目的		使用予定人数 人	
使用日時		令和 年 月 日 () : ~ :	
使用施設名		基本使用料(円)	使用料減免率等
			全額免除・半額免除・減免なし
			全額免除・半額免除・減免なし
			全額免除・半額免除・減免なし
			全額免除・半額免除・減免なし
			全額免除・半額免除・減免なし
駐車台数			合計
借用備品等			
減免申請の理由 ※該当する項目の <input type="checkbox"/> にチェックをしてください。			
市民センター		アリーナ・多目的フロア	
<input type="checkbox"/> 半数以上が障害者又は被爆者健康手帳等所持 【全額免除】 <input type="checkbox"/> 半数以上が児童(18歳未満)【全額免除】 <input type="checkbox"/> 半数以上が高齢者(65歳以上)【半額免除】 <input type="checkbox"/> まちづくり減免団体として登録済【全額免除】 <input type="checkbox"/> その他市主催事業等()		<input type="checkbox"/> 半数以上が障害者又は被爆者健康手帳等所持 【半額免除】 <input type="checkbox"/> 全員が児童(18歳未満)【小人料金】 <input type="checkbox"/> 半数以上が高齢者(65歳以上)【半額免除】 <input type="checkbox"/> その他市主催事業等()	

※廿日市市多世代活動交流センターの規定により、一度納付された使用料は原則、還付されません。
 ※本申請書は、利用日の3か月前までに提出が必要です。また、使用料は利用日の2週間前までに納付してください。

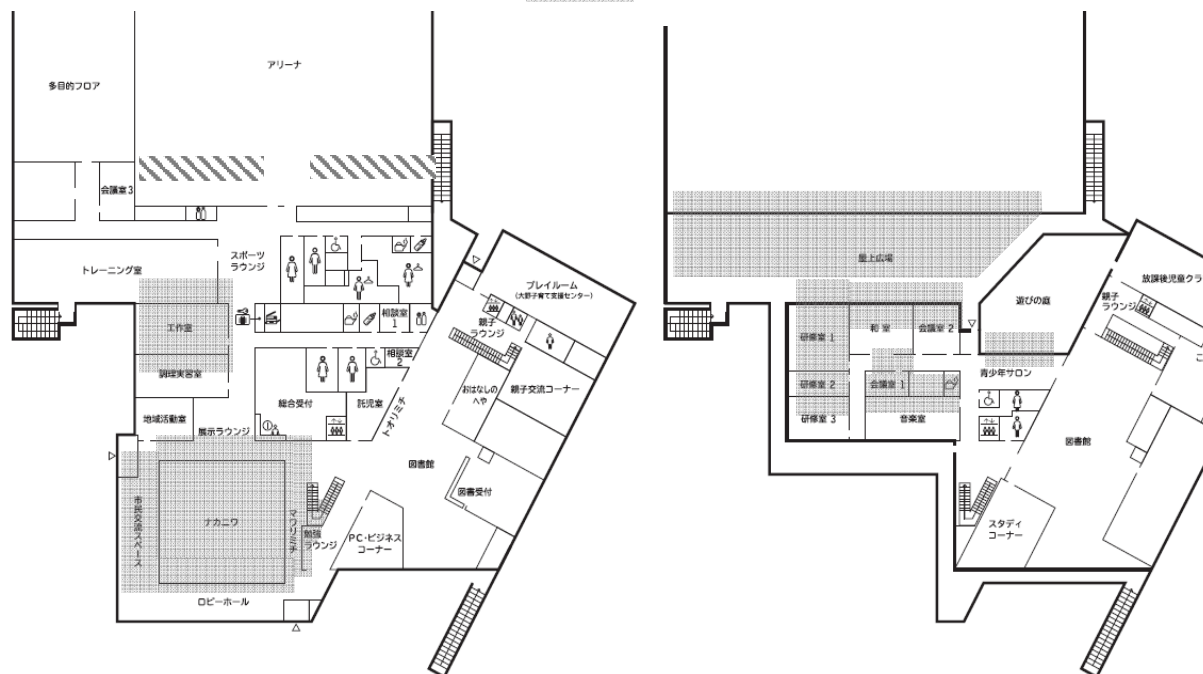
※センター 記入欄	上記の施設使用に伴う使用料の減免を次のとおり決定します。 (全額免除 ・ 半額免除 ・ 減免なし)
	備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

廿日市市多世代活動交流センター 大会・イベント使用許可に係る確認
大会・イベント利用にあたっては、次の条件を遵守してください。

- 1 特定の政党の利害に関する大会・イベントではない。
- 2 選挙に関し、特定の候補者を支持する大会・イベントではない。
- 3 特定の宗教活動ではない。
- 4 酒宴を主とする大会・イベントではない。
- 5 大会・イベント関係者は福祉センター駐車場を利用する。その際、誘導係を置く。
- 6 空調を利用する場合は、使用料の1/2の金額が加算される。
- 7 施設トイレは、綺麗に利用し、退館時に確認を行う。
- 8 紛失防止のため館内設置の靴箱は利用せず、主催者側で袋などを準備し管理を行う。
- 9 一般利用者に配慮する。
- 10 飲食は指定エリアで行う。
(※ただし、アリーナを使用する大会に限り、アリーナ内客席での飲食を許可する。)
- 11 子育て支援センタープレイルームの利用は、未就学児のみが対象で、予約が必要である。

…飲食可能エリア



前記事項を遵守いたします。前記事項に反した場合、今後使用許可の制限を受けても異存ありません。

上記の記入について間違いありません。

申請者署名 (自署)
